

[資料：1]

北浦和校協議会ホームページ委員会規約

第1条 名称

本委員会は、シニアユニバーシティ北浦和校協議会ホームページ委員会（略称：北協HP委員会、以下会と呼ぶ）と称す

第2条 目的

北協が主催する各種事業の案内及び活動報告をHPに掲載して、会員への情報の共有化・伝達の迅速化をはかると共に会員各位の連帯感の高揚を図る事を目的とする。また、北協校友会々員の社会参加活動および社会貢献状況を広報することを目的とする

第3条 組織

会は、「北浦和校協議会」の広報部の管理執行機関とし、実行委員、事務局、制作局の3委局を置き役割を分担する

第4条 北協広報部と実行委員の選出

会は、北協理事による広報部と各期から選出された実行委員(1名ないし2名)によって構成する。北協広報部及び実行委員の任期は、1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。(実行委員の再選は妨げない) (注) 実行委員は出来る限り継続してあたる事が望ましい

第5条 委員長の選出と任期

会の委員長は、北協副会長兼広報部長があたる。その任期は1年とする

第6条 実行委員

北協事業案内及び活動実体の情報を収集する。関係者とコンタクトし情報原稿・写真の投稿を募る。また投稿原稿・写真の一次校正を担う

第7条 事務局

会運営の窓口として、事務局を設け北協広報部及び実行委員の中から1名を選任してその任に当たる。実行委員から掲載記事を収集し、記事原稿掲載の可否判定、最終校正、制作局と連携してHP掲載業務の活動に当たると共に、掲載の周知、委員会の開催など諸連絡窓口としてあたる

第8条 制作局

事務局と連携して記事をレイアウト・編集し、HPにアップする任に当たる原則として、担当は北協広報部で協議して決定する

第9条 記事投稿

北協事業活動に関する投稿記事は、事業担当期の実行委員が担当期広報部及び各期HP委員会と連携し、可及的速やかに事務局に投稿する。事務局は投稿記事を精査し、制作局に掲載UPを依頼する

第10条 掲載記事内容

HPに掲載する記事は、北協が計画し行う諸事業や、連合会の活動等各種情報を掲載、会員が健康増進方策や文化活動などを通じて更なるいきがいをを感じる活動記事等が対象

第11条 各協議会&各期校友会HPとのリンク

各協議会、各期校友会が運営しているHPとのリンクにより、各協議会各期校友会間の情報の共有化をはかることにより、それぞれの連携強化を図る

第12条 付則

この規約は平成26年11月12日より施行する